

○山形県表彰規則

昭和24年4月11日山形県規則第26号

改正

昭和41年8月15日規則第58号

昭和44年7月1日規則第33号

平成12年3月28日規則第26号

平成13年4月1日規則第55号

平成19年3月20日規則第19号

平成24年11月2日規則第48号

山形県表彰規則を、次のように定める。

山形県表彰規則

第1条 地方公共の福祉増進に尽した功績極めて顕著で他の模範とするに足ると認められたものは、この規則の定めるところにより、知事が表彰する。

② 前項の功績の基準については、表彰審査委員会に諮り別にこれを定める。

③ 前項の表彰審査委員会について必要な事項は、別にこれを告示する。

第2条 表彰は、毎年定期に、又は必要と認めたときに表彰状又は金品を授与してこれを行い、その氏名又は名称及び功績を公表する。

第3条 表彰されるものが表彰前に死亡したときは、表彰状又は金品をその遺族に授与することができる。

第3条の2 表彰されるべきもの又は表彰されるものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者（刑法（明治40年法律第45号）第27条若しくは第34条の2第1項又は恩赦法（昭和22年法律第20号）の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び同条第2項の規定により刑の免除の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。）

(2) 破産の宣告又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 前2号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められるもの

第4条 表彰を受けた者が禁錮以上の刑に処せられたときは、表彰を取消し又は表彰状を返還させることができる。

第4条 表彰を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 前号に掲げる者のほか、表彰を取り消すべき事由があると認められるもの

第5条 市町村長その他知事が別に定めるものは、この規則により表彰されるべきものがあると認めるときは、実情を調査し、知事に当該表彰されるべきものを推薦するものとする。

第6条 前条の規定による推薦を受けたときは、知事において表彰審査委員会に諮問し、その答申に基づいて表彰されるものを決定する。

② 前項の規定により表彰されるものを決定したときは、直ちに第2条の規定により表彰の手續をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和41年8月15日規則第58号）

この規則は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第26号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月2日規則第48号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に1条を加える改正規定及び第4条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の2及び第4条の規定は、平成25年4月1日以後に表彰審査委員会に諮問されるものについて適用し、同日前に表彰審査委員会に諮問されたものについては、なお従前の例による。